

滝上町からのお知らせ（1月8日現在）

新型コロナウイルス感染症対策について

東京を中心とした首都圏での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、1月7日（木）、政府は緊急事態宣言を発令しました。これを受け、本町においても同日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部を再度設置しましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（政府）

対象地域	東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県
宣言期間	令和3年1月8日（金）～2月7日（日）

緊急事態宣言の対象地域となる都県においては、午後8時以降の不要不急の外出自粛、飲食店等の時間短縮営業（午後8時までの営業）、テレワークによる出勤者7割減少、イベント開催規模の縮小など、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染状況に応じた対策が取られることとなります。やむを得ず、緊急事態宣言対象地域へ外出する場合には、その地域の措置内容を十分に確認して行動されますようお願いいたします。

北海道新型コロナウイルス集中対策期間

令和2年12月26日（土）～令和3年1月15日（金）

今回の緊急事態宣言の対象地域に北海道は含まれていませんが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく北海道対策本部長からの協力要請として、北海道は緊急事態宣言対象地域との不要不急の往來を控えるよう、全道民に対し周知しています。

これを受け、北海道が1月15日（金）までとしている新型コロナウイルス集中対策期間の取組は以下のとおりとなりますので、感染防止対策の実施にご協力くださいますようお願いいたします。

○緊急事態宣言対象地域（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）

との不要不急の往來自粛

○不要不急の札幌市との往來自粛

※現時点では、北海道内における不要不急の往來自粛対象地域は札幌市のみとなっています。

旭川市においては、市内に向けて感染リスクを避けられない場合の外出自粛が要請されています。

○行動制限が要請されている道外地域との往來自粛

※緊急事態宣言対象地域以外にも、大阪府、愛知県などが行動制限の要請をしています。

感染拡大状況により、要請内容は変化することから、道外地域との往來の際は、移動先の都府県の情報をご確認ください。

○感染リスクを回避する行動の徹底

- ・感染リスクを回避できない場合、新年会などへの参加を控える
- ・同居者を除き「5人以上」、「2時間超」の飲食を控える

上記のほか、以下の感染防止対策の取組要請も継続されています。

- ・マスクの着用と手洗いの徹底 ・体調が悪い場合の外出自粛
- ・札幌市内の接待を伴う飲食店の営業時間の短縮（午前5時～午後10時）
- ・年末年始の事業所の挨拶まわりを控える ・テレワークの推進や時差出勤などの活用
- ・国の接触確認アプリ（COCOA）や北海道のコロナ通知システムの活用

北海道からの協力要請を受け、2月7日（日）までの間、滝上町が主催する行事や会議のうち、緊急事態宣言対象地域から講師などを招くものは、可能な限りオンラインを活用した方法へ変更することとします。

町民の皆様には気を緩めることなく感染防止対策の実施にご協力くださいますようお願いいたします。

このお知らせに関するお問い合わせ先：滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部 感染症対策部（保健福祉課） ☎29-2111(216・234)

裏面もご覧ください